

2010 春

麻薬持参の海外旅行には 手続きが必要です!

緩和ケアチーム通信 #5 2010.2.8



日本の出入国手続きのほかに 渡航先の大使館への問い合わせ も忘れずに!

最近、麻薬で痛みをコントロールされている患者さんも、海外旅行によく出かけられているようです。生活の質を維持するという点でも、素晴らしいことと思います。

ただ一点、渡航時麻薬を携帯するには、手続きが必要です。ここでは簡単に、日本の出入国手続きについてのみ紹介します。出国日の2週間前までに、右記書類を下記に提出しなければなりませんので、お気をつけください。

よい旅を!



申請に必要な書類

- 1 医師の診断書 1部
患者(申請者)の住所、氏名、麻薬の使用を必要とする理由、1日あたりの麻薬処方量を記載した診断書。
- 2 麻薬携帯輸出申請書 1部
- 3 麻薬携帯輸入申請書 1部

2、3の用紙は、インターネット上よりダウンロードし印刷可能です。

厚生労働省地方厚生局
麻薬取締部

<http://www.nco.go.jp/shinsei5.html>

申請書類の提出先

愛知県、岐阜県、三重県にお住まいの方は

[東海北陸厚生局麻薬取締部]

460-0001
名古屋市中区三の丸 2-5-1
名古屋合同庁舎2号館
☎052-951-6911

長野県にお住まいの方は

[関東信越厚生局麻薬取締部]

102-8309
東京都千代田区九段南 1-2-1
九段第三合同庁舎
☎03-3512-8691

